

耕作放棄地再生支援対策事業募集要項

1. 事業の目的

地域の農産物の安定的な生産量の確保および増加を目指し、意欲のある農業者が農地を拡大するために行う「耕作放棄地の再生」に必要な経費に対して補助金を交付します。

本事業は、「志摩市補助金等交付規則」および「志摩市耕作放棄地再生支援対策事業補助金交付要綱」に基づき実施します。

2. 補助の内容

(1) 補助対象者

以下の要件をすべて満たす方が対象です。

- ・志摩市内に住所を有すること。
- ・農産物を生産・販売している、または生産・販売しようとする個人、または市内の農業法人・農業者団体（規約等があるもの）であること。
- ・市税を滞納していないこと。前年度に本補助金を受けていないこと。
- ・暴力団員等でないこと、および暴力団員等と密接な関係を有しないこと。

(2) 補助の対象となる農地

以下の要件をすべて満たす農地が対象となります。

- ・市内の農業振興地域内にあること。
- ・おおむね1年以上耕作されていないこと。
- ・申請者が所有しているか、農地法等に基づき適法に賃借権・利用権の設定を受けていること

(3) 補助対象事業と補助額

事業内容	対象経費	補助上限額	補助率
障害物除去・整地等	作業委託費、機械の購入費・リース料、その他必要な費用	15万円	2分の1以内
土地改良等	土壌改良材等の購入費、その他必要な費用		

※注記

- * 補助対象経費は、消費税および地方消費税相当額を除いた額となります。
- * 算出額に100円未満の端数があるときは切り捨てとなります。
- * 予算の範囲内での交付となるため、要望額全額を補助できない場合があります。

(4) 交付の条件等

- ・当該農地において農産物を生産し、直売所などへ出荷（予定）すること。
（家庭菜園は対象外）
- ・交付決定の日から当該年度の3月31日までに完了する事業であること。
- * 年度末（3月31日）までにすべての作業と支払いを終え、実績報告を行う必要があります。

3. 手続きの流れ

交付申請：事業着手前に申請書および必要書類を提出してください。



交付決定：市が審査し、適当と認めた場合に決定通知を送付します。



事業実施：必ず交付決定後に実施してください。



実績報告：事業完了後、速やかに報告書と領収書、事業内容の分かる写真を提出してください。

額の確定・請求：市の審査・確定通知後、請求書を提出いただき、補助金を交付します。

4. 提出書類（申請時）

- ・ 志摩市耕作放棄地再生支援対策事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 作業工程表（様式第1号別紙）
- ・ 位置図
- ・ 現況写真（再生前の状態がわかるもの）
- ・ 見積書の写し
- ・ （申請者以外の者が所有する土地の場合）再生作業等に関する実施承諾書
- ・ （団体・法人の場合）定款、規約、履歴事項全部証明書等

5. 募集期間・提出先

期間：4月1日から（予算額に達し次第終了）

場所：志摩市 水産農林部 農林課（窓口持参）

問合せ：0599-44-0288